

# 第3章 噴火対応I期

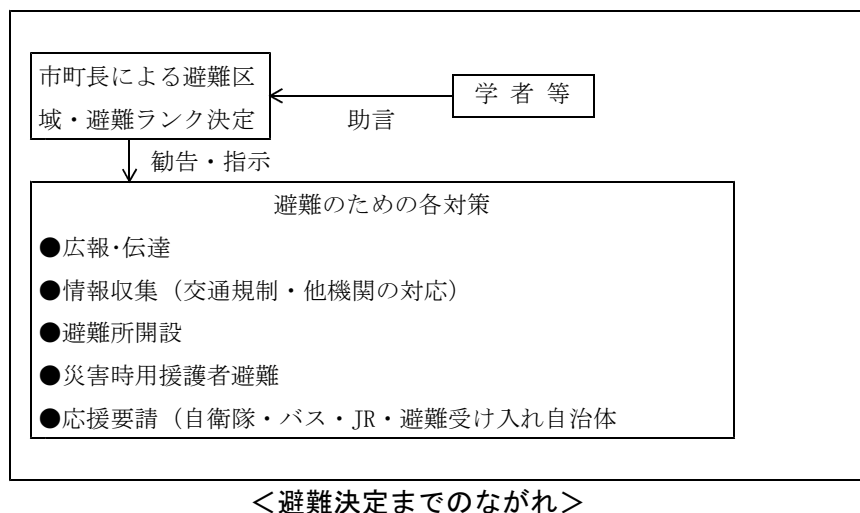
## 第1節 避難対策

### 1 避難区域の設定

**【関係機関】** 北海道、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町

#### 1.1 避難対策の決定と実施

関係市町長は、防災関係機関の指導・助言を受け、避難区域及び避難のランクを決定するとともに、避難に必要な各対策を実施する。



#### 1.2 避難ランク

避難ランクは次の3段階とする。

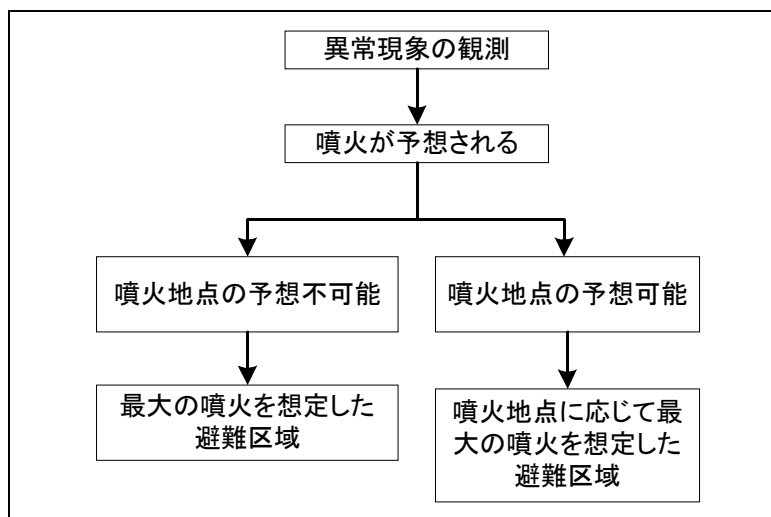
＜避難ランク＞

ランク	発令の基準	内 容	根 拠
避難準備 (災害時 要援護者 避難)情報	噴火につながる異常現象が認められる場合	安全のため、住民、観光客等に対して自発的な避難を呼びかけるとともに、災害時要援護者等避難が困難な者に事前の避難を勧めるもの。	—
避難勧告	噴火により被災する可能性があるとき	住民、観光客等に対し避難を勧め促すもの。	災害対策基本法第60条 又は第61条
避難指示	噴火により被災する可能性が高く、事態が切迫しているとき	急を要し、避難のため立退かせるもの。	

### 1.3 避難区域

避難区域は、噴火活動の状況や防災関係機関の指導・助言を受け、関係市町長が決定する。  
火山性地震等の異常現象により噴火が予想されるものの、噴火地点が確定できない場合は、最大の噴火を想定した避難範囲とする。

※ 避難区域は、第2編第1章第1「火山噴火の想定」 山頂噴火による火砕流・噴石・降灰の予測図を参照



<避難区域の考え方>

### 1.4 警戒区域の設定

関係市町長は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、その区域からの退去を命ずるとともに、立ち入りを制限、禁止する。

なお、この履行を担保するために、違反については罰則が規定されている。

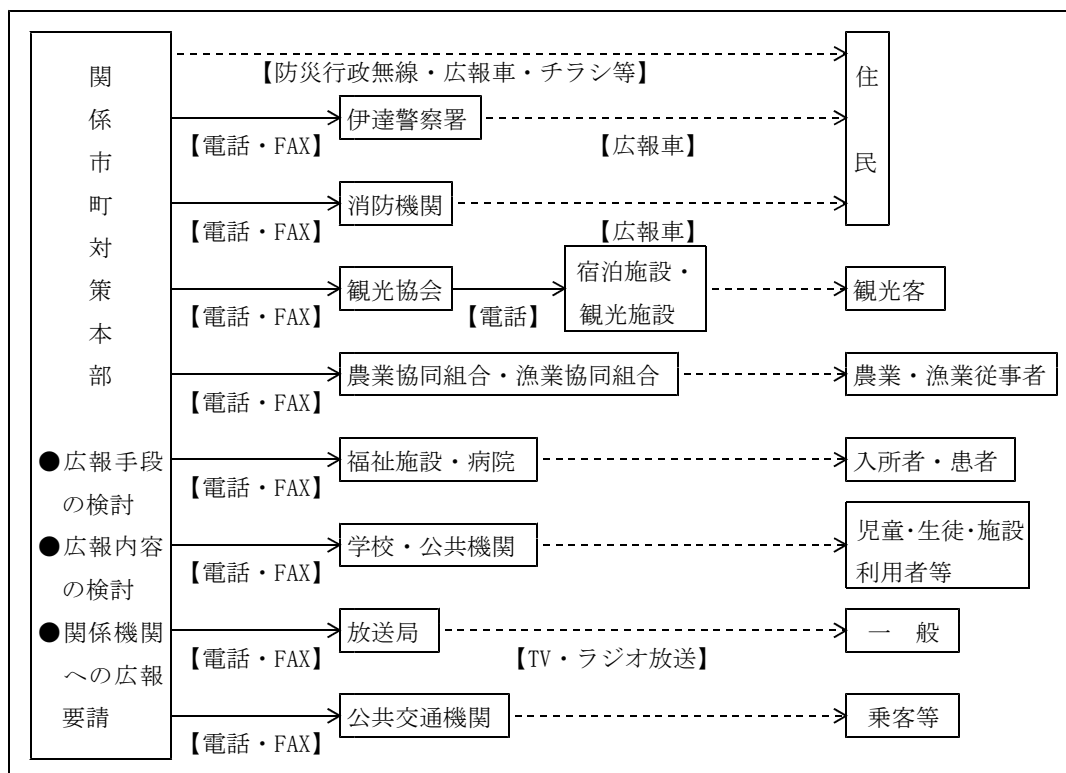
## 2 避難広報

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、消防機関、伊達警察署、その他機関

### 2.1 広報活動のながれ

#### (1) 広報手段

関係市町は、広報の手段、内容を検討し、次の手段にて避難広報を行う。



＜広報のながれ＞

(2) 広報の内容

広報の内容は次のとおりとする。

＜広報の内容＞

①避難区域	②避難の内容	③避難の理由（火山活動の状況）
④避難先	⑤避難方法	⑥携行品・服装等の留意点
⑦電気・ガス等の危険物の遮断	⑧戸締まり	
⑨ペットの避難	⑩生業のために必要な物品の確保	

2.2 住民への広報

関係市町は、防災行政無線、広報車、チラシ等にて、避難広報を行う。  
また、警察、消防機関に避難広報を要請する。

2.3 災害時用援護者への広報

関係市町は、福祉施設、学校などに対して電話、FAX等により避難する旨について伝達する。特に福祉施設・病院には、職員を派遣して避難方法や避難先について調整を図る。  
また、独居老人等の在宅者については、住民組織の協力を得て、各戸伝達を行う。

2.4 観光施設への広報

関係市町は、観光協会に対して電話、FAX等により避難する旨を伝達し、ホテル・旅館などの宿泊施設や観光施設への連絡を要請する。

事態が切迫している場合は、直接、宿泊施設や観光施設に電話、FAX等により伝達する。

## 2.5 その他の広報

関係市町は、ホームページに避難区域、避難所その他の情報を掲載する。

## 2.6 報道対応

### (1) 記者発表

関係市町及び北海道は、必要に応じて災害対策本部等で記者発表を行う。

### (2) 広報要請

関係市町は、北海道を通じて放送機関に避難についての広報を要請する。

### (3) 報道機関への要請

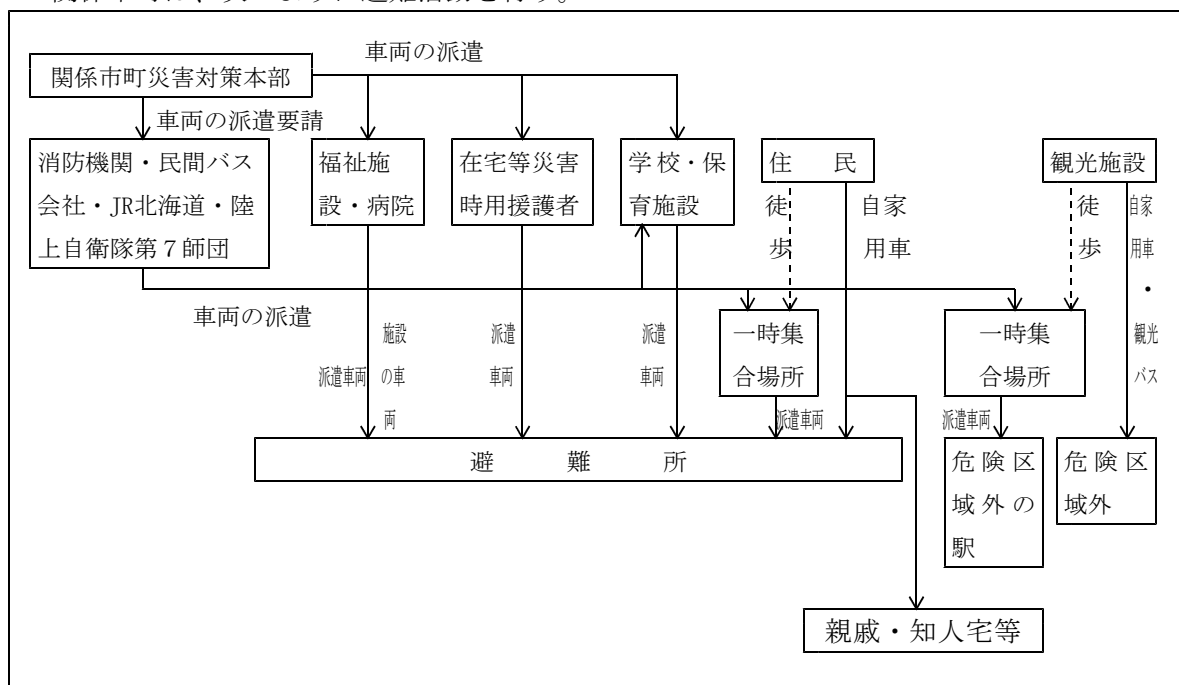
関係市町は、報道機関に対し避難区域への立ち入り禁止措置等を徹底するよう要請する。

# 3 避難活動

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、消防機関、伊達警察署、自衛隊、室蘭海上保安部、JR北海道、民間バス会社
--------	--

## 3.1 避難活動のながれ

関係市町は、次のように避難活動を行う。



<避難活動のながれ>

### 3.2 避難場所・避難誘導

#### (1) 避難場所

関係市町は、住民に対し、避難場所等の周知を図るとともに、開設する避難所の施設管理者に避難所設置を要請し、一時集合場所及び避難所に職員を派遣するなど円滑な避難体制の確立を図る。

#### (2) 避難誘導

関係市町は、避難標識等の整備により、避難誘導対策を講じる。また、警察は、交通規制地点等において避難誘導を行う。

※ 資料編4 避難施設一覧

※ 資料編5 避難施設・避難経路図

### 3.3 住民の避難

住民の避難は、原則として、自家用車等による自力避難とする。

自力避難することが困難な住民に対しては、一時集合場所を設け、そこから避難所まで、バス及びトラック等で輸送する。

また、道路の遮断等により、陸路での避難が困難な状況が生じた場合は、浮体式防災施設及び船舶の活用により海上・湖上避難を検討する。

### 3.4 災害時要援護者の避難

福祉施設入所者及び病院入院患者の避難は、施設の管理者が実施する。

関係市町は、災害時要援護者の避難について、各施設で対応が困難な場合は、公用車、救急車、自衛隊等の車両を派遣するなど優先的な取り扱いとする。

在宅の災害時要援護者は、住民の避難と同様に扱うが、緊急的な避難が困難な場合は、公用車などにより事前に避難させるようにする。

### 3.5 児童・生徒・園児の避難

就学時間に避難する必要がある場合は、関係市町が車両を学校、保育施設等に派遣し、あらかじめ定めてある避難所等に一時的に避難させる。

その後、保護者の引き取り又は保護者の避難先に送り届ける等の措置をとる。

### 3.6 観光客の避難

観光客の避難は、ホテル、旅館や観光施設の管理者の指示により行うこととし、原則として自力避難とする。

公共交通機関の途絶により、自力で避難できない場合は、一時集合場所から避難区域外の駅まで、バス及びトラックで輸送する。

### 3.7 避難車両の派遣

関係市町は民間バス会社、バス所有団体に車両の派遣を要請し、避難車両を輸送計画にもとづき一時集合場所に派遣する。

## 4 避難所の開設

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町

### 4.1 避難所の開設

関係市町は、避難所に職員を派遣し、施設の管理者と連携して開設準備を行う。

#### <避難所開設の準備事項>

- |              |             |           |
|--------------|-------------|-----------|
| ①避難スペースの割り振り | ②備品の確保      | ③避難者名簿の準備 |
| ④駐車スペースの確保   | ⑤備蓄品などの配布準備 |           |

### 4.2 避難者の把握

避難所では、避難者を登録し、名簿を作成する。親戚・知人宅等に避難する住民の消息は、住民からそれぞれの関係市町災害対策本部へ連絡をとることで把握する。

## 5 避難完了の確認

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、消防機関

関係市町は、消防機関とともに警察の協力を得て、避難完了後に避難区域を巡回し、住民等の避難の完了を確認する。避難していない住民がいる場合は、各市町が避難を促す。

## 第2節 応援・派遣対策

### 1 自衛隊の派遣要請

【関係機関】 伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道、自衛隊

#### 1.1 要請方法

関係市町長は、避難その他で自衛隊の応援が必要な場合、知事（胆振支庁長）に自衛隊の災害派遣要請を依頼する。依頼は文書をもって行うが、緊急を要する場合は、電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

なお、人命の緊急救助に関し、知事（胆振支庁長）に依頼するいとまがないときは、直接、自衛隊の部隊に通知する。但し、この場合、速やかに要請権者に連絡し上記の手続きを行うものとする

#### <自衛隊の連絡先>

第7師団第3部	〒066-8577 千歳市祝梅1016	電話0123-23-5131 内線2275（当直2208）
---------	------------------------	----------------------------------

## 1.2 受け入れ体制

### (1) 自衛隊の集結地

自衛隊の集結地は、次のとおり予定する。

#### ＜自衛隊の集結地＞

伊達市	総合公園だて歴史の杜駐車場
洞爺湖町	花和小学校グラウンド
壮瞥町	蟠溪ふれあいセンター駐車場

### (2) 部隊との連絡調整

関係市町は、派遣部隊から災害対策本部に連絡員の派遣を要請し、連絡調整を行う。

---

## 2 輸送機関への要請

---

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、JR北海道、民間バス会社
--------	-------------------------------

関係市町長は、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援もしくは救助のための資機材、物資の輸送のため必要ときは、JR北海道、民間バス会社へ要請する。

---

## 3 広域応援対策

---

【関係機関】	北海道、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、消防機関
--------	---------------------------

### 3.1 北海道・他市町村への要請

関係市町長は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づく職員派遣のほか、必要に応じて関係市町の「防災協定」に基づき、協定市町村長に応援を要請する。

### 3.2 職員の応援要請

関係市町長は、地方自治法第252条の17に基づき、知事（胆振支庁長）に対して職員の派遣を要請する。また、知事が職員を派遣できないときは、災害対策基本法第30条に基づき、知事（胆振支庁長）に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

### 3.3 消防の広域応援要請

関係市町長又は西胆振消防組合管理者は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を求める。

また、知事は必要に応じて消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援を要請する。

### 3.4 他市町村からの応援

関係市町は、他市町村から独自に応援の申し出があったときは、北海道(胆振支庁)へ連絡し調整を依頼する。

## 第3節 交通対策

### 1 交通規制

【関係機関】	伊達警察署、東日本高速道路㈱、道路管理者
--------	----------------------

#### 1.1 交通規制

道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、避難勧告・指示等が発令された場合、高速道路、国道、道道又は市町村道に必要な交通規制を実施し、区域内への車両の通行を禁止又は制限する。

#### 1.2 検問などの実施

道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、車両の通行禁止又は制限がとられた場合は、道路標識などを設置するとともに必要に応じて検問所を設置し、交通規制や迂回路の指示にあたる。

### 2 交通機関の対策

【関係機関】	JR北海道、民間バス会社
--------	--------------

#### 2.1 鉄道

JR北海道は、噴火活動により列車運行に支障をきたすと予想される場合は、適切な対応を行う。

#### 2.2 バス

民間バス会社は、噴火が予想される場合、交通規制区間の路線又は区間の運行を停止する。

## 第5節 家畜等の避難対策

### 1 避難対策

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道
--------	----------------------



### 1.1 避難先の確保

関係市町長は、胆振支庁長を通じて北海道に家畜の避難先の確保を要請する。

### 1.2 避難手段の確保

関係市町長は、胆振支庁長を通じて北海道に家畜の移動手段の確保を要請する。

---

## 2 応急飼育

---

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道、北海道獣医師会
--------	------------------------------

### 2.1 飼料の確保

関係市町長は、家畜飼料及びペットフードの確保を胆振支庁長を通じて北海道に要請する。要請に基づき北海道は、道立畜産試験場、農林水産省家畜改良センター新冠牧場が所有する粗飼料を提供する。

また、必要に応じて札幌食糧事務所やペットフード工業会などに飼料・ペットフードのあっせんを要請する。

### 2.2 家畜の飼育

家畜の飼育は、原則として家畜の所有者があたる。

---

## 3 ペットの避難対策

---

【関係機関】	伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、豊浦町、北海道、北海道獣医師会
--------	------------------------------

### 3.1 ペットの避難

ペットの避難は、所有者が避難させることを原則とし、避難広報において周知する。所有者が自力で避難させることができない場合は、所有者の申し出により関係市町は、対応について関係機関と協議する。

### 3.2 ペットの避難場所の確保

関係市町は、ペットの避難場所として、公共用地等を確保する。

また、動物救護センターの設置などについて、北海道及び北海道獣医師会と協議する。